

健康づくり推進課

係	分掌事務
地域企画係	<ul style="list-style-type: none">(1) 保健衛生思想の普及に関する事。(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関する事。(3) 保健対策に係る総合計画に関する事。(4) 保健対策に係る連絡調整に関する事。(5) 食育の推進に関する事。(6) 健康づくりの推進に関する事。(7) 休日急病診療所に関する事。(8) 健やかセンターの管理及び運営に関する事。(9) 歯科サービスセンターに関する事。(10) 病院群輪番制病院運営事業に関する事。(11) 献血に関する事。(12) 感染症及び食中毒に関する事。(13) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。(14) その他成人保健に関する事。(15) 地域保健に関する事。(16) 予防接種に関する事。
保健事業係	<ul style="list-style-type: none">(1) 成人及び高齢者の保健事業に関する事。(2) 各種がん・結核検診等に関する事。(3) 特定健診・特定保健指導事業に関する事。

区 分	1 保健・消防センター	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター（うじ安心館）として開設。（平成 14 年 11 月に一部開設）
 健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを
 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市健やかセンター条例（平成 14 年宇治市条例第 22 号）（昭和 54 年宇治市条例第 13 号（制
 定））
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）
- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

施設の概要

名称	単独併設の別	所在地	建物の構造	保健側面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m ²

区 分	2 歯科サービスセンター	所管係	地域企画係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び（公社）京都府歯科衛生士会の協力を得て、
 心身障害児に対する歯科診療を開始した。

対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び特別児童扶養
 手当の対象児童。（平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。）

診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

制 度 の 現 況

利用状況

年度	2	3	4	5	6
区 分					
診療日数（日）	52	51	52	51	51
受診者数（延人数）	316	330	329	350	334

区 分	3 休日急病診療所	所管係	地域企画係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日～1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受付時間	(内科・小児科) 午前9時～11時、午後0時30分～4時 (歯科) 午前9時30分～11時30分、午後1時～2時30分
医療体制	(一社) 宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社) 京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人(年末年始等2人体制) 看護師3人(年末年始等5人体制) 事務職員3人(年末年始4人体制)

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

制 度 の 現 況

休日急病診療所の利用状況

区 分		年 度				
		2	3	4	5	6
診療日数	医科(日)	70	70	70	71	71
	歯科(日)	72	72	72	73	72
受診患者総数(人)		1,042	1,675	2,173	2,383	1,792
科目別 受診者	医科(人)	622	1,249	1,812	1,970	1,375
	歯科(人)	420	426	361	413	417
地域別 受診者	宇治市(人)	802	1,277	1,720	1,939	1,411
	その他(人)	240	398	453	444	381

区 分	4 献血推進事業	所管係	地域企画係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

根 拠 法 令 等

◇「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

制 度 の 現 況

献 血 の 基 準 (平成 23 年 4 月 1 日改定)	400ml	200ml
年 齢	男性 17 歳～69 歳 ※ 女性 18 歳～69 歳 ※	16 歳～69 歳 ※
体 重	男女とも 50 kg 以上	男性 45 kg ・ 女性 40 kg 以上
最 高 血 圧	90mmHg 以上	
血 色 素 量	男性 13.0g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	男性 12.5g/dL 以上 女性 12.0g/dL 以上
年 間 献 血 回 数	男性 3 回以内 女性 2 回以内	男性 6 回以内 女性 4 回以内
年 間 献 血 総 量	400ml と 200ml 献血を合わせて男性は 1,200ml 以内 女性は 800ml 以内	
献 血 間 隔	男性 12 週間 女性 16 週間	男女とも 4 週間

※ 65 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60 歳から 64 歳の間に献血経験がある方に限っています。

実施状況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
実施回数 (回)	17	17	15	15	17
採血者 (人)	876	873	897	920	928
400ml (人)	856	857	885	911	920
200ml (人)	20	16	12	9	8

区 分	5 骨髄ドナー助成事業	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」）の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する事業）において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

(1) 助成対象者

- ① 平成 28 年 4 月 1 日以降 に（公財）日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
- ② 骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
- ③ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

(2) 助成金額

- ① 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2 万円
 - ア 健康診断のための通院
 - イ 自己血採血のための通院
 - ウ 骨髄等の採取のための入院
 - エ 上記ア～ウの他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談

※ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは対象外
- ② 一回の提供につき 14 万円を上限とする。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）

制 度 の 現 況

利用状況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
申請件数 (件)	5	0	1	0	0

区 分	6 健康教育・健康相談	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制度の概要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）

制度の現況

(単位：回)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
健康教育	139	113	137	162	155
健康相談	75	72	116	98	69

区 分	7 訪問指導	所管係	地域企画係
-----	--------	-----	-------

制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する40歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成18年度より、介護保険法の改正に伴い、40歳から64歳までの方は、健康増進法の訪問指導として実施。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）

制度の現況

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
40歳～64歳	実人数（人）	0	0	0	0	2
	延回数（回）	0	0	0	0	3

区 分	8 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	所管係	地域企画係
-----	---------------------	-----	-------

制度の概要

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。（令和 5 年度以降は、感染状況等をふまえて 10 月初旬～翌年 1 月末に実施。）

根拠法令等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種目	対象年齢	回数
個別接種 (協力医療機関)	B 類疾病 インフルエンザ	65 歳以上の者	1 回/年
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

制度の現況

予防接種者数の推移 (単位：人)

年度	2	3	4	5	6
区分					
接種者数	33,771	29,437	29,847	28,730	26,909

区 分	9 子宮頸がん予防接種事業	所管係	地域企画係
-----	---------------	-----	-------

制度の概要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 第 5 条第 1 項（定期の予防接種）
- ◇ 定期予防接種実施要領（平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知）
- ◇ 宇治市定期予防接種実施要領

制度の現況

年度	2	3	4	5	6
区分					
延べ件数 (件) (内キャッチアップ接種(件))	590	1,621	2,701 (1,359)	2,310 (1,045)	5,845 (4,457)

- ※ 平成 25 年 4 月から定期予防接種になったが、同年 6 月には積極的な接種勧奨が差し控えられた。令和 3 年 11 月に積極的な接種勧奨が再開された。
- ※ 令和 4 年 4 月より、接種未完了者にキャッチアップ接種実施（令和 7 年 3 月末まで）。

区 分	10 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	地域企画係
-----	-------------------	-----	-------

制度の概要

予防接種法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 80 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。

根拠法令等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種 目		対 象 年 齢 ※	回 数
個別接種 (協力医 療機関)	B 類疾病	高齢者用 肺炎球菌	接種日時点で 65 歳の者	1 回
			60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

※ 過去に接種したことのある者は除く。

※ 年度内に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる者を対象者とする特例（経過措置）は、令和 6 年 3 月 31 日をもって終了した。

制度の現況

予防接種者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
接種者数	1,914	1,802	1,535	1,847	483

区 分	11 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業	所管係	地域企画係																		
<p>制度の概要</p> <p>他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げることを目標としている。対象者は風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 予防接種法（昭和23年法律第68号） ◇ 予防接種施行令（昭和23年政令第197号） ◇ 予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号） <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抗体検査</td> <td>2,029</td> <td>1,624</td> <td>1,197</td> <td>396</td> <td>687</td> </tr> <tr> <td>予防接種</td> <td>328</td> <td>317</td> <td>253</td> <td>129</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>				種 別 \ 年 度	2	3	4	5	6	抗体検査	2,029	1,624	1,197	396	687	予防接種	328	317	253	129	158
種 別 \ 年 度	2	3	4	5	6																
抗体検査	2,029	1,624	1,197	396	687																
予防接種	328	317	253	129	158																

区 分	12 新型コロナウイルス感染症予防接種事業	所管係	地域企画係													
<p>制度の概要</p> <p>予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第130号）に伴い、新型コロナウイルス感染症が追加になる。宇治市内では70か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10月～翌年1月に実施している。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種目</th> <th>対象年齢</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別接種 (協力医療機関)</td> <td rowspan="2">B類疾病 新型コロナウイルス感染症</td> <td>65歳以上の者</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>制度の現況</p> <p>予防接種者数の推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種者数</td> <td>10,624</td> </tr> </tbody> </table>					種目	対象年齢	回数	個別接種 (協力医療機関)	B類疾病 新型コロナウイルス感染症	65歳以上の者	1回/年	60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	区分 \ 年度	6	接種者数	10,624
	種目	対象年齢	回数													
個別接種 (協力医療機関)	B類疾病 新型コロナウイルス感染症	65歳以上の者	1回/年													
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者														
区分 \ 年度	6															
接種者数	10,624															

区分	13 がんとの共生支援事業費	所管係	地域企画係
----	----------------	-----	-------

制度の概要

がんに罹患された方の治療と社会参加等の両立を支援し、がん治療によるアピアランスの変貌を補完する補整具の購入費用や、若年がん患者が在宅療養される際のサービス費用や福祉用具の貸与・購入費用の一部を補助

根拠法令等

- ◇宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要項
- ◇宇治市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要項

制度の現況

宇治市がん患者アピアランスケア支援事業利用者数の推移（単位：人）

		年度	6
区分			
利用者数	ウィッグ		56
	補正具等		12

宇治市若年がん患者在宅療養支援事業利用者数の推移（単位：人）

		年度	6
区分			
利用者数			1

区 分	14 成人歯科健診	所管係	保健事業係												
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になっても QOL を維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成 14 年 6 月から勤務先等での健診受診の機会のない満 40・50・60・70 歳の市民を対象に、個別健診で実施している。(令和 6 年度より対象者に満 20・30 歳の市民を追加) 平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区 分 \ 年 度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診数（人）</td> <td>228</td> <td>179</td> <td>182</td> <td>194</td> <td>267</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	受診数（人）	228	179	182	194	267
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6										
受診数（人）	228	179	182	194	267										

区 分	15 がん検診等	所管係	保健事業係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、がん検診等を実施している。 平成 20 年 4 月 1 日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。 なお、健康づくり推進課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）</p>			

制度の現況

区 分		年 度					
		2	3	4	5	6	
健康診査	40歳以上 (生活保護 世帯等・ 毎年)	受診数(人)	168	180	298	351	330
		受診率(%)	7.5	8.1	13.5	16.2	15.7
胃がん検診 (胃部X線検査、 胃内視鏡検査)	胃部X線検査 40歳以上(隔 年)、胃内視鏡 検査50歳以上 (隔年)	受診数(人)	1,157	1,134	1,486	3,552	3,811
		受診率(%)	1.5	1.2	1.5	3.6	5.2
肺がん検診	40歳以上 (毎年)	受診数(人)	2,239	2,361	2,811	5,266	5,609
		受診率(%)	1.1	1.1	1.5	3.2	3.4
子宮頸がん検診	20歳以上 の女性 (隔年)	受診数(人)	2,894	3,269	3,863	4,263	4,530
		受診率(%)	8.3	9.8	11.4	12.4	12.9
乳がん検診	40歳以上 の女性 (隔年)	受診数(人)	2,972	3,335	3,789	3,436	3,769
		受診率(%)	12.4	14.0	15.5	15.4	15.7
大腸がん検診	40歳以上 (毎年)	受診数(人)	8,208	8,417	9,445	10,974	11,256
		受診率(%)	3.4	3.5	4.1	5.0	5.3
前立腺がん検診	50歳以上 の男性 (隔年)	受診数(人)	1,610	1,581	1,886	1,767	1,774
肝炎ウイルス 検診	40歳以上 (過去未受 診の人)	受診数(人)	1,275	946	1,241	1,101	1,204

※ 受診率は、地域保健・健康増進事業報告による。

※ 令和5年度より、国保・後期人間ドック受診者のがん検診精密検査管理を開始したことにより、受診数に計上している。

区 分	16 結核予防事業（健診）	所管係	保健事業係																																
<p>制度の概要</p> <p>結核予防及び結核患者の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診としてX線検査を実施している。</p> <p>根拠法令等</p> <p>◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）</p> <p>制度の現況</p> <p>X線直接撮影（平成28年度まではX線間接撮影） （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種 別</th> <th colspan="5">年 度</th> </tr> <tr> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">受 診 数</td> <td>1,769</td> <td>1,821</td> <td>2,154</td> <td>2,379</td> <td>2,646</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">結 果</td> <td>異常なし</td> <td>1,769</td> <td>1,820</td> <td>2,154</td> <td>2,329</td> <td>2,646</td> </tr> <tr> <td>要 検 査</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				種 別		年 度					2	3	4	5	6	受 診 数		1,769	1,821	2,154	2,379	2,646	結 果	異常なし	1,769	1,820	2,154	2,329	2,646	要 検 査	0	1	0	50	0
種 別		年 度																																	
		2	3	4	5	6																													
受 診 数		1,769	1,821	2,154	2,379	2,646																													
結 果	異常なし	1,769	1,820	2,154	2,329	2,646																													
	要 検 査	0	1	0	50	0																													

区 分	17 胃がんリスク（ABC）検診事業	所管係	保健事業係						
<p>制度の概要</p> <p>胃がん原因の約98%は、ヘリコバクターピロリ（ピロリ菌）に由来するといわれており、血液検査により、胃がんのリスクである「ピロリ菌」と胃粘膜の萎縮状態を早期発見し、将来の胃がんの発症リスクを予防し、さらに主な感染経路である家族内感染を防ぎピロリ菌感染を阻止することを目的に、令和6年6月より30・35・40歳代の市民を対象に、個別検診で実施している。</p> <p>根拠法令等</p> <p>◇がん対策基本法（平成18年法律第98号）第4条 地方公共団体の責務</p> <p>制度の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診数（人）</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,031</td> </tr> </tbody> </table>				区分	年度	受診数（人）	6		2,031
区分	年度								
受診数（人）	6								
	2,031								

区 分	18 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業	所管係	保健事業係
-----	------------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民健康保険法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則
（昭和 55 年宇治市規則第 37 号）
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制 度 の 現 況

(1) 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和 55 年度から、脳ドック受診補助は平成 8 年度から実施。

① 受診補助対象者

健診時において 35 歳以上で 1 年以上継続して本市国保に加入している者。
ただし、入院もしくは妊娠していない者。

② 補助率

ドック健診費用の 7 割相当額を補助。

③ 利用状況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
人間ドック受診者数（人）	1,306	1,490	1,570	1,777	1,653
同 補助額（千円）	39,299	44,914	47,354	53,513	49,827
脳ドック受診者数（人）	684	737	737	812	706
同 補助額（千円）	13,772	14,946	14,961	16,413	14,222

(2) 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
事 業 費（千円）	12,513	12,703	13,258	13,755	15,617

(3) 特定健康診査・特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年度	2	3	4	5	6
特定健診受診者数（人）	9,970	10,164	9,558	8,793	8,276
特定保健指導初回面接利用者数（人）	239	222	269	219	177
総事業費（千円）	114,794	115,677	115,836	105,303	99,390

※ 特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

(4) 重複服薬通知事業

医薬品適正使用の推進を図ることを目的に、府が対象者基準を定め抽出した対象者に対し、令和元年度より通知を行い、重複服薬の改善を図っている。また、通知をもとにかかりつけ医や薬局との情報共有や連携を図ることを目的とする。

年度	2	3	4	5	6
重複服薬通知者数（人）	18	38	31	20	32
重複服薬解消者数（人）	8	30	22	10	19
総事業費（千円）	81	80	79	101	96

(対象者基準) 令和2年度まで：同一月に2以上の医療機関から、成分同一の医薬品(薬価基準コード上7桁が同一)を2か月継続(各月とも通算14日以上処方あり)して処方されている者。

令和3年度より：薬効同一の医薬品(薬価基準コード上4桁が同一)及び2か月継続(7日以上重複して処方あり)に変更。

区 分	19 後期高齢者の健康診査事業	所管係	保健事業係
-----	-----------------	-----	-------

制 度 の 概 要

健康診査等の高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっている。本市では、健康診査や人間ドックを実施しており京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ◇ 宇治市後期高齢者医療被保険者健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制 度 の 現 況

(1) 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL（quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質）の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、（一社）宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
健診受診者数（人）	8,610	8,383	9,397	10,006	11,053
歯科健診受診者数（人）	33	25	18	29	37
総事業費（千円）	88,406	92,524	101,817	108,629	120,151

(2) 人間ドック受診補助金

平成 22 年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用のうち 11,000 円（令和 2 年度までは健診費用の 7 割相当額）を補助。

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
受診者数（人）	348	199	246	315	366
総事業費（千円）	10,337	2,233	2,706	3,694	4,287

